

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・
貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 <u>相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引(当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。)における直前の約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに東京証券取引所又は大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段とする。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 <u>相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>午前9時から11時まで及び午後0時30分から3時30分まで(半休日においては、午前9時から11時30分まで)においては、次に掲げる値段とする。</u></p> <p>a. <u>売買代金が300万円以下の場合</u> <u>普通取引(当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。)における直前の約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに東京証券取引所又は大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。)</u></p> <p>b. <u>売買代金が300万円超5,000万円以下の場合</u> <u>普通取引における直前の約定値段から当該約定値段に100分の3を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の3を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。(cにおいて同じ。)</u></p> <p>c. <u>売買代金が5,000万円超の場合</u> <u>普通取引における直前の約定値段から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する時間以外の取引時間においては、同号cに規定する値段とする。</u></p>

2～4（略）

2～4（略）

付 則

この改正規定は、平成20年3月3日から施行する。